

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の 費用徴収基準 |
|---------------------|---------|---------------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | ～260万円 | 6,000円 |
| ③市町村民税 課税世帯 | ～330万円 | 16,500円 |
| ④所得税額 40,000円未満 | ～470万円 | 27,000円 |
| ⑤所得税額 103,000円未満 | ～640万円 | 41,500円 |
| ⑥所得税額 413,000円未満 | ～930万円 | 58,000円 |
| ⑦所得税額 734,000円未満 | ～1130万円 | 77,000円 |
| ⑧所得税額 734,000円以上 | 1130万円～ | 101,000円 |



| 階層区分 | 利用者負担 | |
|------------------------------|----------|---------|
| | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | 6,000円 | 6,000円 |
| ③市町村民税課税 世帯(所得税非 課税世帯) | 16,500円 | 16,300円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | 27,000円 | 26,600円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | 41,500円 | 40,900円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | 58,000円 | 57,100円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | 77,000円 | 75,800円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 101,000円 | 99,400円 |

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここで示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

| 階層区分 | 推定年収 | 現行の費用徴収基準 |
|-----------------|---------|-----------|
| ①生活保護世帯 | — | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯 | ～260万円 | 9,000円 |
| ③市町村民税課税世帯 | ～330万円 | 19,500円 |
| ④所得税額40,000円未満 | ～470万円 | 30,000円 |
| ⑤所得税額103,000円未満 | ～640万円 | 44,500円 |
| ⑥所得税額413,000円未満 | ～930万円 | 61,000円 |
| ⑦所得税額734,000円未満 | ～1130万円 | 80,000円 |
| ⑧所得税額734,000円以上 | 1130万円～ | 104,000円 |



| 階層区分 | 利用者負担 | |
|----------------------|----------|----------|
| | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税非課税世帯 | 9,000円 | 9,000円 |
| ③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯） | 19,500円 | 19,300円 |
| ④所得割課税額97,000円未満 | 30,000円 | 29,600円 |
| ⑤所得割課税額169,000円未満 | 44,500円 | 43,900円 |
| ⑥所得割課税額301,000円未満 | 61,000円 | 60,100円 |
| ⑦所得割課税額397,000円未満 | 80,000円 | 78,800円 |
| ⑧所得割課税額397,000円以上 | 104,000円 | 102,400円 |

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。